

募集型企画旅行取引条件説明書

ご旅行をお申込の際は、このご旅行条件書を十分にお読みください。

(この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、及びこの書面のとおりに旅行契約が締結された場合は第12条の5により交付する契約書面の一部となります。)

■募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は(一社)福島市観光コンベンション協会(福島市栄町1-1 福島県知事登録旅行業第2-324号。以下「当協会」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発する前にお渡しする最終日程表及び当協会旅行業募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当協会は、お客様が当協会の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

■旅行のお申込み及び契約成立

- (1) お申込書に所定の事項を記入し、パンフレットに記載したお申込金を添えてお申し込みいただきます。

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円	6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円	15万円未満	30,000円
15万円以上	代金の20%		

お申込金は「旅行代金」又は、「取消料」、「違約料」の一部として取り扱います。

- (2) 当協会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合当協会が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申し込み金を提出していただきます。この期間内にお申込書とお申込金を提出されない場合は、当協会は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は当協会が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意が必要となります。

■旅行代金のお支払

- (1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

■旅行代金の適用

満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は小人代金となります。

■旅行代金に含まれるもの

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでいます。ただし、お客様負担と明示したものは除きます。

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金・宿泊費・食事代・入場料・拝観料等及び消費税等諸税
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費
- (3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したもの

■旅行代金に含まれないもの

前項(1)～(3)のほかは旅行代金に含まれません。

- (1) クリーニング代・電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (2) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分)

(3) ご希望者のみ参加されるオプションツアーの料金

(4) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■追加料金

追加料金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル・旅館の指定選択、⑤一人部屋追加料金、⑥延泊による宿泊料金、⑦平日・休前日・出発・帰着日の選択により追加する料金をいいます。

■お支払い対象旅行料金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた料金をいいます。

■旅行内容の変更・料金の変更

- (1) 当協会は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署などの命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせいたします。
- (2) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加料金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したためにお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加料金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

(1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行開始日の 前日から起算して	21日前	20日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日
旅行代金の	無料	20%	30%	40%	50%

※旅行開始後、及び無連絡不参加は100%となります。

※日帰りの場合は、出発日の前日より起算して10日前から取消料が発生します。

- (2) ご出発の20日前以内の変更も取消料に準じます。
- (3) お取消の取り扱いは営業時間内とします。
- (4) 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加料金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料をいたしません。（一部例示）

- (1) 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき
- A. 開始日又は終了日の変更
 - B. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行目的地の変更
 - C. 運送機関の種類又は会社名の変更
 - D. 運送機関の「施設及び等級」のより低いものへの変更
 - E. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - F. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ便又は経由便への変更
 - G. 宿泊機関の客室の種類又は名称の変更
 - H. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観、他の客室の条件変更
- (2) 旅行代金が増額された場合。（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合は除きます）
- (3) 当協会が確定日程表を表記の日までに交付しない場合
- (4) 当協会が責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能なとき

■当協会による旅行契約の解除

次の場合当協会は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- (1) 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- (2) お客様が当協会のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- (3) 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- (4) お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき

この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前
(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

- (5) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- (6) 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他

■当社の責任

- (1) 当協会は当協会または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。
- (2) お荷物に関係する損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に申出があった場合に限り、賠償限度額は一人15万円(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1500万円、後遺障害補償金(1500万円上限)、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当協会の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に別表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。

ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。

また、一旅行についての変更補償金の額が1000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0

7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意または過失により、当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

お客様は、当協会から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当協会が承諾した場合、所定の手数料のお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱について

(1) 当協会では、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送、宿泊機関・保険会社等に対し、旅行申込の際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2) 当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の取扱について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか当協会では、(イ) 当協会及び当協会と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(ロ) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(ハ) 特典サービスの提供。(ニ) 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■その他・基準期日

(1) この旅行条件は平成27年4月1日現在を基準としております。

(2) この旅行に参加されるお客様の契約の内容・条件は、当協会「旅行業約款(募集型企画旅行の部)」によります。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

このご旅行の契約に関し、担当者からのご説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

福島県知事登録旅行業第2-324号
一般社団法人 福島市観光コンベンション協会
 総合旅行業務取扱管理者 高橋 康
 〒960-8031 福島県福島市栄町1-1
 電話024-531-6432